

三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステムにおける 情報の取扱いについて

1 基本的な考え方

三重県では、聴覚障がいの疑いのある子どもを早期に把握し早期療育・教育につなげることを目的に、本件が運用する三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステム（以下、「本システム」という。）において新生児聴覚検査等における要精密検査児の聴覚検査、診断結果や支援に関する情報を収集、管理します。

本システムに登録した情報は、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2 取得する情報と共有する関係機関の範囲

別紙1「登録情報一覧」及び別紙2「関係機関一覧」のとおりです。

3 利用目的

- (1) 本システムに登録した情報は、関係機関が以下の目的のため閲覧、利用することとします。

<県及び市町>

ア 新生児聴覚検査（確認検査）結果及び二次・精密検査の受診状況を早期に把握するため。

イ 新生児聴覚検査（確認検査）後の受診勧奨や保健指導等のフォローアップに活用するため。

ウ 母子保健法の適正かつ円滑な運用を目的として、行政機関が法令等に基づく事務を処理するために必要な情報収集のため。

<新生児・二次・精密聴覚検査実施医療機関、療育・教育機関>

ア 新生児聴覚検査（確認検査）結果及び二次・精密検査の受診状況を早期に把握するため。

イ 新生児聴覚検査（確認検査）後の受診勧奨や保健指導等のフォローアップに活用するため。

- (2) 本システムに登録した情報は、個人を特定できないよう統計的に処理したうえで、集計した数値等を公表することがあります。

- (3) 本システムへの情報登録及び閲覧は、以下の①のいずれかの起点から、②のいずれかの終点まで行うこととします。なお、情報登録の起点においては必ず保護者の同意を得ることとし、終点を経過した情報は本システムから削除します。

① 情報登録・閲覧の起点

ア 新生児聴覚検査の結果、要精密検査となった時点

- イ 医療機関において、聴覚障がいがあると診断された時点
 - ウ 三重県への転入前にアまたはイの状態にあった場合、三重県に転入し、関係機関がその情報を把握した時点
- ② 情報登録・閲覧の終点
- ア 精密聴力検査等の結果、聴覚に異常がないとわかった時点
 - イ 満年齢が18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した時点
 - ウ 三重県から転出した時点

4 システム保守及び情報管理

- (1) 本システムの保守及び登録情報の管理は、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/teikyousyagyl.html)」に準拠した国内のクラウドサービス事業者に委託し、情報は日本国内のデータセンターに保管されます。
- (2) 本システムに登録した個人情報、3の利用目的の範囲内で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を取り扱う事務を委託することがあります。この場合、委託先に対して、個人情報が適正に取り扱われるよう管理・監督します。

5 安全確保の措置

登録した情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じます。

6 同意の取消し

本システムへの情報の登録及び共有を希望されない場合は、保護者の意思でいつでも登録の中止または情報の削除を申し出ることができます。登録の中止または情報の削除を希望される場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

なお、登録の中止または情報の削除を行った後も、訪問・支援や保健指導等、母子保健に係る通常の行政サービスを受けることができます。

【問合せ先】

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

〒514-8570 津市広明町13番地

(電話) 059-224-2248

(E-mail) sodachi@pref.mie.lg.jp